

河合町議会会議録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

河合町議会

令和7年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （6月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○報告第1号の質疑	9
○報告第2号の質疑	10
○議案第34号から議案第40号の委員会付託	16
○散会の宣告	16
○署名議員	17

河合町告示第 29 号

令和 7 年第 2 回（6 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 29 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 7 年 6 月 6 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和7年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月6日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 権利放棄の報告について
- 日程第 5 議案第34号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第35号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 7 議案第36号 河合町下水道条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第37号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第38号 財産の取得について
- 日程第10 議案第39号 和解について
- 日程第11 議案第40号 第3期河合町子ども・子育て支援事業計画を定めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁
教育振興部長	中 尾 勝 人	生活環境部兼 総 務 部 次 長	森 川 泰 典
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子	環 境 対 策 課 長	内 野 悦 規
建 設 課 長	吉 田 和 彦	下 水 道 課 長	上 原 郁 夫
教育総務課長	川 村 大 輔	危 機 管 理 得 課 長 心	植 村 一 之
こ ども 未 来 得 課 長 心	中 山 寛 子		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第29号をもって令和7年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第2回定例会は成立いたしましたので、開会します。

本日の定例会は録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和7年第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会では議案第34号から第40号までの7議案、報告第1号及び第2号の2報告、合計9案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

5月29日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○3番（佐藤利治） 去る5月29日及び本日、議会運営委員会を開催し日程などを決定しましたので、その結果をご報告いたします。

会期は、本日6月6日より6月18日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日6日が本会議初日、一般質問は11日水曜日、12日木曜日の各午前9時30分からとします。

総務文教常任委員会を13日金曜日午前10時からとします。厚生建設常任委員会を13日金曜日午後1時30分からとします。常任委員会予備日は16日月曜日午前10時からとします。

本会議最終日は、18日水曜日午前10時からとします。

本日に審議いたしますのは、報告第1号、報告第2号を上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等についてはただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日 6 日より18日までの13日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第34号より議案第40号までの7議案、報告第1号より第2号の2報告について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和7年6月定例会に上程いただきました議案第34号から第40号までの7議案及び報告第1号及び第2号までの2報告の合計9案件について、順次ご説明申し上げます。

始めに議案第34号 令和7年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,455万を追加し、歳入歳出予算総額を81億3,455万円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、3ページをお願いします。

1事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を6億円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

10、11ページをお願い致します。

今回の補正のうち人件費につきましては、4月の人事異動に伴う予算の組換えとなっており、以降は人件費以外のものについてご説明いたします。

同じページの下段をお願いいたします。

款2総務費の項1、目3財産管理費では、昨年度9月に発生しました本庁舎の漏水に係る復旧工事費等として200万5,000円の増額、財源として弁償金が100%充当されます。続いて12、13ページをお願いします。

目7諸費では大城世代間交流センター及び泉台集会所の備品整備費用として280万円の増額。財源として自治総合センターコミュニティ助成金が100%充当されます。

同じく、目12財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として積立

金の45万7,000円の増額。同じく目38物価高騰対応重点支援地方創生等事業費では定額減税に伴う不足額給付事業費として、6,337万9,000円の増額。財源として国庫補助金が100%充当されます。

次に18、19ページをお願いします。項3目1戸籍住民基本台帳費では、戸籍のふりがな対応に伴うシステム改修費として269万7,000円の増額。財源として国庫補助金が100%充当されます。

30、31ページをお願いします。款4衛生費、項1目7保健センター運営費では、診察室等の空調機改修工事費として、321万2,000円の増額。財源として国庫補助金が50%充当されます。

続いて36、37ページをお願いします。款7土木費、項4目3公共下水道費では、4月の人事異動に伴い人件費相当分として620万円を下水道企業会計に繰出すものでございます。

次に歳入について説明させていただきます。8、9ページをお開きください。款22町債では、保健センターの空調機改修工事の財源として120万円を増額するものでございます。それ以外について歳出でご説明した各事業の財源として合計7,335万円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出7,455万円の増額補正となっております。

次に議案第35号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。今回の補正は4月の人事異動に伴う人件費の補正であり、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では第1款下水道事業費用、第1項営業費用において。収入では第1款下水道事業収益、第2項営業外収益においてそれぞれ620万円増額するものでございます。

第3条議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費1,846万9,000円を2,466万9,000円に改めるものでございます。

次に議案第36号 河合町下水道条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、下水道事業の健全化を図るために使用料の改定を行うものであり、一般家庭における1立法メートルあたりの使用料を120円から150円に改めるなど、水量に関する使用料全般の改正を行うものです。なお、この条例は令和8年1月1日から施行するものです。

議案第37号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてでございます。このことにつきましては、組合の新施設が開業し組合事務所が移転したことに伴い、組合の位置に関する規定を変更するため地方自治法第286条第2項の規定に基づき、協議するにあたり同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、変更後の規約は令

和7年8月1日から施行するものです。

続きまして議案第38号 財産の取得についてでございます。このことにつきましては、小型動力ポンプ付き軽四輪駆動消防車を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号 和解についてでございます。このことにつきましては、令和6年6月27日に発生した庁舎漏水事故による損害について当該事故の発生箇所の施工業者が本町に対して損害賠償金を支払い和解することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第40号 第3期河合町子ども・子育て支援事業計画を定めることについてでございます。このことにつきましては、令和2年3月に策定した第2期河合町子ども・子育て支援事業計画の計画期間満了に伴い新たに第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、河合町議会基本条例第21条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号 令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。このことにつきましては、令和7年度に繰越す事業として、合計6事業、予算総額5億2,115万5,000円の財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第2号 権利放棄の報告についてでございます。このことにつきましては、上水道料金に関する債権について、河合町債権管理条例の規定により債権放棄をしましたので、同条例第7条の規定に基づき、報告するものです。

以上、上程致されました9案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

◎報告第1号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第3、報告第1号 令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それではちょっと質問させていただきます。繰越明許の土木費の1つは道路橋梁費で道路メンテナンス事業分がありますが、具体的に繰越す事業は、どのような内容でしょうか。もう1つは同じ緊急内水対策事業については、この内訳としてはどういふことになるでしょうか。

○建設課長（吉田和彦） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 坂本議員の質問に対してお答えさせていただきます。まず、道路メンテナンス事業につきまして、説明させていただきます。橋梁点検委託業務として320万円。第2高塚橋補修工事250万円。路面正常調査委託業務150万円。それらの合計720万円となります。

次に内水対策事業の内訳になります。土地不動産鑑定費用71万円。用地分筆費用603万円。現在工事中であります、第1期工事の完了払い分、2億3,892万5,000円と未契約繰越金として、1億8,131万5,000円。計4億2,024万円。その他として、北側調整池未買収用地2筆の土地購入費用581万8,000円。水道本管移設費用421万2,000円。それらの合計として、それぞれ合計で4億3,701万円となります。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者無し）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号 令和6年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします

◎報告第2号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第4、報告第2号 権利放棄の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは上下水道料金債権放棄質問させていただきます。ここには破産倒産という事で、債権放棄するにはやむを得ない理由かなと。ただ、これは以前から言うてる話ですけど、ここに至るまでの間、どれだけ河合町が汗をかいたのか。これはもう当然私債権やから、公債権のように滞納処分は出来ない。そうした場合、当然裁判所の方に訴える提起もしくは支払督促、そういった対抗措置があったと思うんですが、河合町はこういうことをやられたんですか。何もせずに見といてもうこうなった、ということで債権放棄してるのか、どれだけ汗をかいたのか、そのあたりをお答えください。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） こちらにつきまして、未納通知で督促状を送致し納付を促しましたが、水道料金の納入がございませんでした。裁判所の方というのは実施は出来ておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） いまの答弁は当たり前の仕事それは、言うてるのが。どこの自治体でもやってる話。でも滞納者に対してはそういった方法をとるように、法律で決められてますやんか。なぜ、水道局そこまでしないんですかあなた方は。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議員お述べのように、督促状送った以後ですね、催促催告書、給水停止処分等実施するべきというところは、認識しております。水道の料金に限らずですね、今後、そのような法的手段をとる通告等ですねこれから、例えばその期間でありますとかそのあたりしっかりと定めた上でですね、対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、同じ内容でね、質問させていただきますが、これ移管されるんですよね、仮に債権が残ってたとしても、これ水道企業団ですね。ようは移管される前の時点

で現状においてですね、その前の時点で督促以後の手続き段階ですね、例えば水道に提出するとかそういった段階になっている件数ですね、何件移管したのか水道企業団にですね、それ分かりますでしょうか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 申し訳ございません。今ちょっとその数字を持ち合わせておりません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 債権管理条例に基づく処分という事で報告受けるのは、久しぶりだと思うんですが、今回の決定自身はいつ付で行われた債権管理放棄という事になるのでしょうか。もう1つは、先ほどもありましたが今、県一体化になった中でいわば債務として、滞納債権として引き継いでいるのもあるという理解でいいのでしょうか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。いつ付というのは、令和7年3月付でございます。

2つ目の質問で、滞納の債権につきましては、企業団の方へ引き継いでおります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは滞納債権については、今後の対応については引き続きこれは河合町のところで出張所ですかね、そこで対応する事になるのか、同時に企業団そのものにはこのような債権管理条例のようなかたちで処分出来る、そういう制度ていうか法的な根拠がもっているのでしょうか。今後の中で。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） 今後につきましては、企業団河合事務所の方で引き続き徴収の方にあたります。4月以降につきましては、企業団の基準の方で徴収の方をされる事になります。以上です。

○6番（坂本博道） すいません、ちょっと答弁。今後もし債権放棄せなあかんこと、今送った分で発生した場合については、例えば企業団として債権管理条例いろいろなものがあって、その制度に基づいて放棄するという事はあるんかという事を聞いたかったんですが。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） そちらにつきましては、県の企業団の条例に基づき、されることになります。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私もその件について気になってたんですけども、水道企業団について質疑できないのかなと思ひまして、ちょっと控えておったところなんですけども。その要は、債権回収係るところの部分非常に河合町民としても気になるんですよ。当然のことながらですね、水道企業団の条例に基づき、規約に基づき、規定に基づき実際に改修を行っていくとかたちなのは理解しているんですけども、その概要というものです、我々の方は閲覧出来るのかどうか。その部分どうなんですかね。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 企業団側にもですね、企業団議会を設立されております。その議会への対応また、今議員お述べのような概要等の閲覧が可能かどうかというところにしましては、今一度確認をさせていただきたいと思います。また、追ってご報告の方をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと重複するところありますが、先の質問と企業団で債権を引き継いでいくという報告がありましたけど、企業団の発足は私たち議員もだいぶ前から聞いてますけど計画の段階から、その1年前2年前からそれに向けてどのように企業団に迷惑かけないように、恥ずかしいことないように自分ところで処理しようと努力されたのか。また、答弁の中で破産倒産という言葉が出ましたけど、それは官報でどのように確認されているのか、教えてください。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 令和7年3月までに当然ながら水道の債権を、滞納分をなくすために、当然ながら督促催告で送って給水停止も行いまして徴収をしていました。それで極力滞納分をなくすようにはしてありました。破産倒産につきましては、弁護士を通じまして官報であるとか通知によって倒産の方を、確認しております。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 下水道課の方で官報はとってるんですか。それと、企業団に迷惑をかけるように、うちには顧問弁護士っていう方もおられるやろうし、高谷先生もおられるし、そういう方に何度相談したんですか、方法とか手段を。教えてください。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 官報というのは、確認というのは出来ております。先ほども申しましたけども弁護士から倒産とかありましたら通知の方で確認しております。

○4番（佐藤利治） 議長、答えてもらえてないでもう一度よろしいですか。

○議長（疋田俊文） はい、結構です。

○4番（佐藤利治） 官報は見てるという事なんですか、とってるのかとってないのかいう事でその部署で、それを聞いているんですけど。それと、弁護士の先生にどれぐらいの回数、期間、相談をされているのかその2個とも抜けてますよ。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 官報につきましては、こちらで見て確認しております。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私の方から企業団の債権の回収に当たって、弁護士の相談の回数についてお答えさせていただきます。企業団につきましては、令和3年8月にですね、設立準備協議会というのが設立されその後、構成団体等で様々な検討協議行っていました。その以後ですね、回収できる債権については出来る限り令和7年4月の統合時までに回収しろと、というような事を構成団体すべてに対して説明ございました。その中で弁護士

等の相談というのは何度か相談させていただいております。すいません、ちょっと回数につきましては、今何回かという答えは出来ませんのですいませんがそのあたりよろしくお願い致します。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） あの…。

○総務課長（西村直貴） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） 官報につきまして、報告をさせていただきます。官報につきまして、は、町の方で閲覧、検索サービスというかたちで職員が確認を出来るように、対応をさせていただきます。以上です

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回ですね、令和7年3月付で今回の処理したということなんですけども、破産が3社、自己破産がと思いますけど、それと倒産、これ法人関係の倒産1件ということで理解しております。この4件に関しましてこの破産倒産に関しまして、今言われたように官報でいつ告知されて、いつ付か日付を、年月日を教えていただきたいんですけ。

○下水道課長（上原郁夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○下水道課長（上原郁夫） 今回、債権放棄しました4件につきまして、1番目が令和2年の12月、2番目が令和6年の5月、3番につきましては令和3年1月、4番につきましては平成30年の11月になります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者無し）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第2号 権利放棄の報告については、報告済みといたします。

◎議案第 34 号から議案第 40 号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第 5、議案第34号、日程第 6、議案第35号、日程第 7、議案第36号、日程第 8、議案第37号、日程第 9、議案第38号、日程第10、議案第39号、日程第11、議案第40の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声ですので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第34号、議案第38号、議案第39号を総務文教常任委員会に付託致します。

議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第40号を厚生建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10 時 35 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 馬 場 千恵子

署 名 議 員 岡 田 康 則